

東京外かく環状道路（関越～東名） 土地収用法第 35 条に基づく立入調査の実施について

東京外かく環状道路は、首都圏の渋滞緩和等を実現する上で重要な道路であり、関越道から東名高速までの約 16km については現在、国土交通省、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)（以下、事業者）が事業を推進しています。

事業者は当該区間において説明会等を開催し地域の皆さまのご意見をお聴きしながら具体的な検討を進めるとともに、事業内容等を広くお伝えしつつ、また平成 22 年度には用地取得に着手し、土地所有者を始めとする多くの皆さまにご協力をいただいているところであります。

現在は本線シールドトンネル発進のための立坑工事等を進めており、また本線シールドトンネル工事についても契約をし、各種工事を進めているところです。

事業者として事業を推進するため、今後も引き続き、任意交渉による用地取得にも全力を尽くして参りますが、この度、必要な未買収の用地について土地収用法の裁決申請に必要な書類（土地調書及び物件調書）を作成するため、土地収用法第 35 条に基づく立入調査を順次実施していくこととしました。

なお、既に一部の関係者に対して通知をしましたので、あわせてお知らせします。

1. 立入調査予定

平成 26 年 8 月下旬以降 順次

2. 立入調査対象予定地

東京都練馬区、三鷹市、調布市及び世田谷区内の事業予定地（未買収の用地）

1. 東京外環(関越～東名)の概要

東京外かく環状道路は、都心から約15キロメートルの圏域を環状に連絡する延長約85キロメートルの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路です。

現在までに「自動車専用部(高速道路)」は、関越道と連絡する大泉JCTから三郷南ICまでの約34kmが開通しています。

関越道から東名高速までの約16kmについては、平成21年5月には、整備計画が策定され、さらに平成21年度補正予算が成立したことを受けて事業化しました。

また、平成24年には東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)に対する有料事業許可がなされ、国を含む3者で事業を進めております。



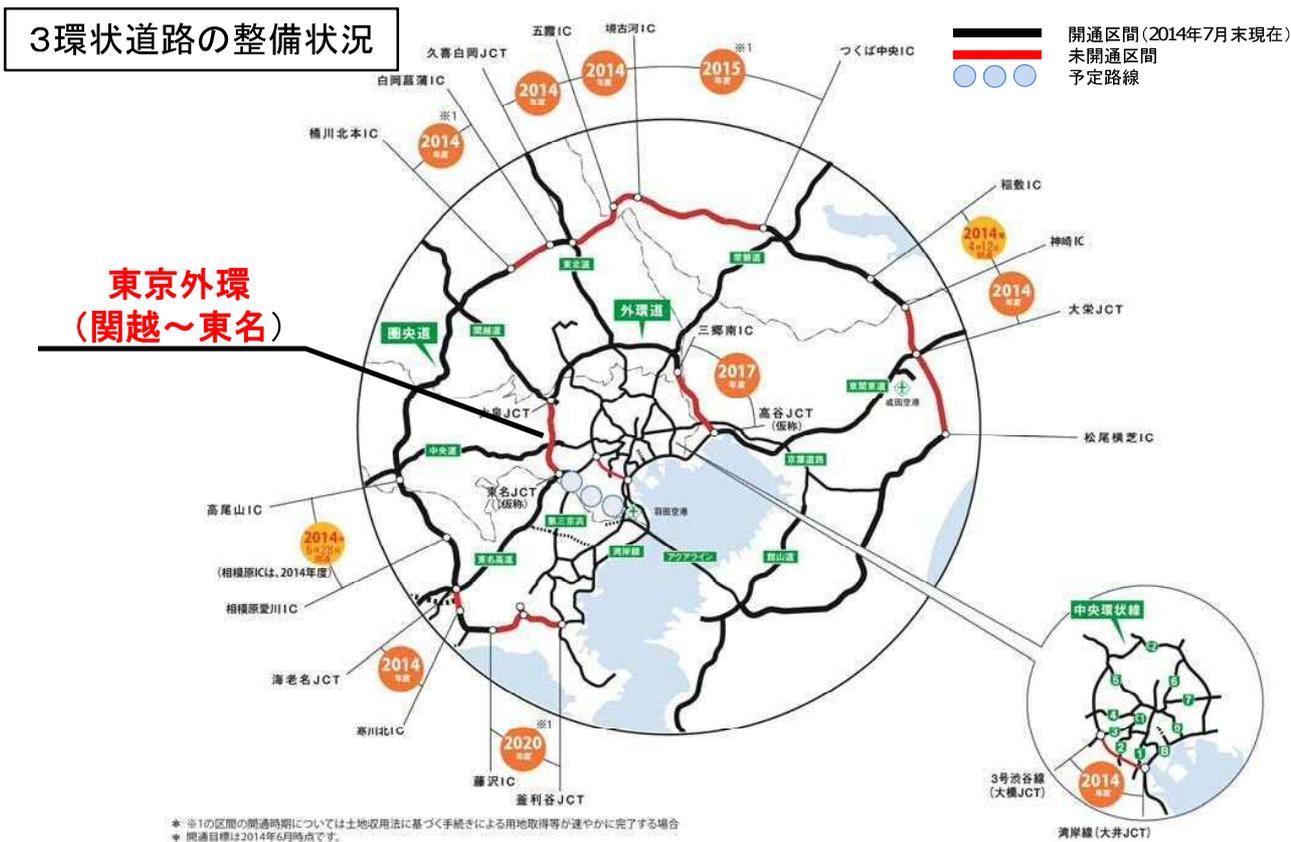
(JCT・ICは仮称、供用区間は除く)

2. 外環(関越～東名)の主な整備効果

首都圏の道路交通の骨格として、1963年に3環状9放射のネットワークが計画されて以来、東名・中央・関越・東北道など放射方向の高速道路は整備されましたが、環状方向の高速道路の整備は遅れています。

その結果、都心に用のない交通が都心環状線に集中し、慢性的な渋滞が発生しています。

3環状道路が整備されれば、この都心を通過するだけの交通を迂回させ、都心の渋滞解消が期待されます。



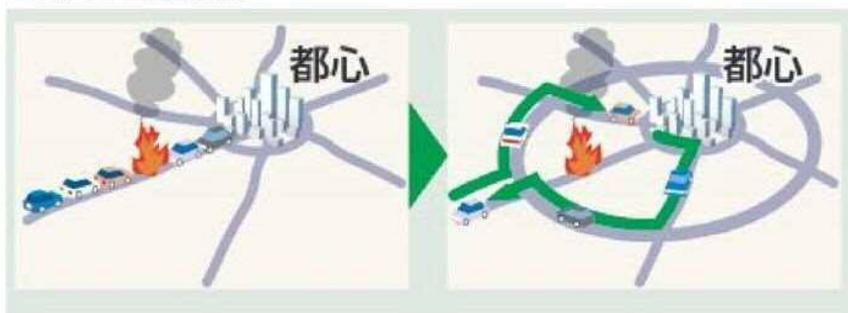
都心の渋滞解消だけではなく、環状道路には様々な役割があります。

通過交通の抑制	分散導入効果	非常時の迂回機能	地域間移動
通過交通の都心部への流入を抑制します。	郊外から都心部への交通を分散導入します。	災害や事故などで一部区間の不通があっても速やかに移動できます。	周辺地域の移動が直接できます。

災害時の迂回機能(リダンダンシー)の確保

外環で関越道、中央道、東名高速が相互に連絡できることにより、災害や事故などにより一部区間の不通が生じた際にも、速やかに移動することが可能となるなど、災害時の広域交通ネットワークが強化されます。

■ 災害時の迂回機能



時間の短縮

外環の整備により、関越道～東名高速間が約12分で接続されることにより、所要時間の大幅な短縮が見込まれ、目的地までのスムーズな移動が可能となります。



3. これまでの経緯等

関越道から東名高速までの約16キロメートルについては、計画の構想段階から幅広く意見を聴き、計画作りに反映するPI(パブリック・インボルブメント)方式で検討を進めてきております。

時期	名称等	開催回数
H13.4~	地元団体との話し合い	45回
H13.5~	意見を聴く会 等	124回
H14.6~	PI外環沿線協議会/PI外環沿線会議等	117回
H15.6~	オープンハウス	174回
H20.1~	地域課題検討会	26回
H22.7~	道路区域の決定/用地に関する説明会 等	42回
計		528回

平成21年の事業化以降、用地取得のための説明会や設計を説明する説明会等の開催を通じ、事業内容へのご理解・ご協力をいただく取組を進めて参りました。

平成26年3月には、大深度地下の使用認可や都市計画事業として施行するための承認及び認可告示がされ、事業を進めているところです。

時期	主な経緯
H21.5	整備計画決定 事業化
H21.12	「事業の概要及び測量等の実施に関する説明会」を開催
H22.8	道路区域決定(東名・中央・大泉JCT地上部)
H23.1	「基本設計及び用地に関する説明会」を開催
H25.9	「大深度地下使用認可申請に向けた東京外かく環状道路(関越~東名)の説明会」を開催 道路区域決定(青梅街道IC地上部、地下トンネル部)
H26.3	大深度地下使用の認可 都市計画事業承認及び認可

4. 現在の工事状況

現在では、各JCT部において各種工事が着工となっており、また平成26年4月には本線シールドトンネル工事が契約となりました。

今後も工事を円滑に実施していくため、早期の用地取得が必要になります。

時期	主な工事
H24.3	東名JCT 準備工事着手
H25.5	東名JCT 本線シールド発進立坑工事着手 ※①
H25.8	大泉JCT 準備工事着手 ※②
H25.11	中央JCT 準備工事着手 ※③
H26.4	本線シールドトンネル 工事契約
H26.5	大泉JCT 氷川橋改良工事 工事着手
H26.7	大泉JCT 本線シールド発進立坑 工事契約

<東名JCT>



本線シールドを発進させるための立坑工事を施工中 ※①

<大泉JCT>



工事用車両が関越道へ出入りするための通路などを施工中 ※②

<中央JCT>



中央道へ出入りする工事用仮橋などを施工中 ※③

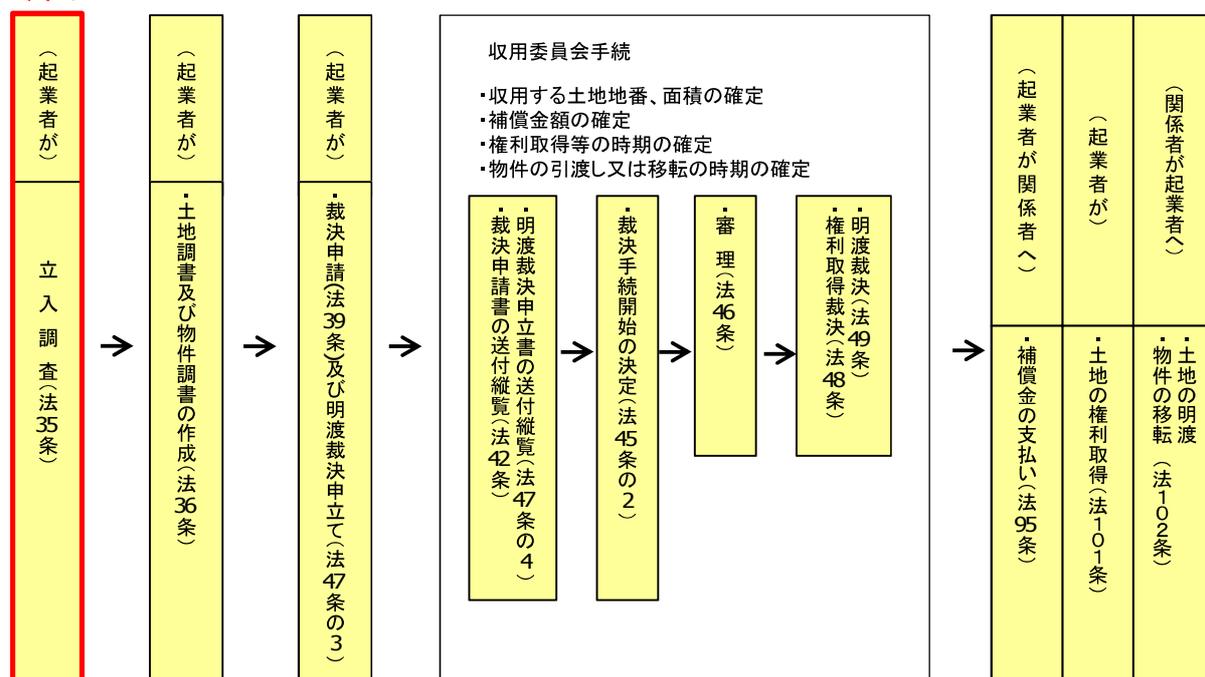
5. 土地収用法の手続きの主な流れ

■ 土地収用法第35条の立入調査とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

立入調査は、この土地収用法の手続きの一つであり、土地・物件調書の作成のためにその土地等に立ち入ってこれを測量し、又はその土地等にある物件を調査する手続きです。

今回



上記の手続きと並行して、関係者の方との任意取得に向けた協議

※本事業は、都市計画事業の承認・認可を受けているため、土地収用法の事業認定は不要です。(都市計画法第70条第1項)

● 立入調査対象予定地

立入調査対象予定地

